

# 令和7年度（2025年度）介護の魅力発信プロジェクト業務委託 標準仕様書

## 1 業務名

令和7年度（2025年度）介護の魅力発信プロジェクト業務

## 2 業務委託の期間

契約締結の日から、令和8年（2026年）3月17日（火）までとする。

## 3 業務の目的

高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少が進む中、2040年度には本県で約9,500人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の確保は喫緊の課題である。

また、近年では、離職を防ぐために職員の負担軽減や処遇改善等に取り組む介護事業所も増えていることから、介護に対して抱いているイメージを向上させるため、これらの情報を効果的に発信する必要がある。

そこで、令和4年度に開設したワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」を活用しながら、このような優れた取組みを他の事業所にも広く波及させ、介護の魅力ややりがいを発信することで、介護人材の確保・定着を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の内容

本県で令和4年度（2022年度）より開設している、介護に関するワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」（以下「サイト」という。URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kaigo/>）を熟視のうえ、以下を実施すること。

### （1）サイトに掲載するコンテンツの作成

#### ア 作成するコンテンツ

以下の内容について、県内の介護サービス事業所等の事例等を収集し、動画や冊子などのコンテンツを作成すること。また、サイトへ掲載すること。

| テーマ       | ターゲット            | 内 容                                                                                                              |
|-----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現役介護職員の定着 | 介護事業所、<br>現役介護職員 | 介護サービス事業所等における、職員の負担軽減や業務改善等の取組み、優良事例<br>(例)・介護テクノロジーの活用による職員の負担軽減<br>・外国人介護人材をはじめとする多様な人材の活用<br>・長期的な人材育成・研修体系化 |

|        |                                    |                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規人材参入 | 子ども、若者、子育て世代、元気な高齢者など介護の仕事未経験者・求職者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職の基本情報（キャリアや勤務スタイル等）</li> <li>・若手職員等への介護の魅力ややりがい等に関するインタビュー</li> </ul> |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### イ 作成部数等

作成部数等は以下を基本とし、事業所等を現地で取材したうえで作成すること。

##### （ア）動画の場合

5分程度の本編動画を4本以上作成すること。また、本編動画を紹介するためのショート動画（30秒～1分程度）を4本以上作成すること。

##### （イ）冊子の場合

2,500部以上作成すること。

#### ウ 作成期限等

令和8年（2026年）2月末までに作成すること。

また、

#### エ 留意点

特定の地域やサービスに偏らないよう、バランスをとること。

### （2）サイト及びサイト内コンテンツの周知・広報

ターゲット層をサイトへ効果的に誘導するため、以下を行うこと。

#### ア デジタルマーケティング等の実施

（ア）サイト及びサイト内コンテンツに誘導するターゲットを設定したうえで、サイト等への誘導につながる効果的な取組み（デジタルマーケティング等）を提案すること。

（イ）サイト等に誘導したターゲットに対し、次年度以降も情報発信ができるよう工夫すること。

なお、当課Instagramアカウント「ウェルカム！くまもと介護の扉」（URL：[https://www.instagram.com/kumamoto\\_kaigonotobira/](https://www.instagram.com/kumamoto_kaigonotobira/)）の活用も可能とする。

（ウ）デジタルマーケティング等は、令和8年（2026年）2月末までに合計2か月程度実施することとし、1か月ごとに実施内容の改善等を行うこと。

具体的な実施時期については、県と協議のうえ決定する。

#### イ 実施したデジタルマーケティング等の分析

デジタルマーケティングやサイトへのアクセスの解析結果等を踏まえ、成果の検証、分析を実施すること。

#### ウ その他

デジタルマーケティングに限らず、サイトに誘導するための、ターゲットに応じた効果的な手法（例：チラシなど）を提案し、実施すること。

## 5 業務完了報告等

業務完了後、速やかに業務完了報告書（１部）を高齢者支援課に提出すること。  
また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

## 6 その他

- （１）本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託者は可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託者が記録を残し、速やかに県に提出すること。
- （２）原則として、受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、県の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- （３）本業務で作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、成果品については本業務以外であっても、複数年にわたり県及び関係機関が事業を行う際に使用することがあること。
- （４）第三者が著作物を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- （５）受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいをしてはならないこと。また、契約終了後も同様とすること。
- （６）受託者の責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。
- （７）業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定めること。